

教 生 第 4 9 6 号
令和2年(2020年)7月30日

道立青少年体験活動支援施設所長(指定管理者) 様

北海道教育庁生涯学習推進局長 添 田 雅 之

道立青少年体験活動支援施設ネイパルにおける利用定員緩和について(通知)

道立青少年体験活動支援施設ネイパルの利用定員については、令和2年(2020年)6月26日付け北海道教育庁生涯学習推進局生涯学習課長事務連絡で段階的緩和の予定をお知らせしていますが、過日、各施設を訪問させていただいたところ、いずれの施設においても感染拡大防止の取組が適切に行われ、また、より多くの団体に安全・安心に施設を利用いただけるよう利用定員緩和に向けた準備が着実に進められていたこと、道内の状況は感染経路の不明な感染者の増大など、感染拡大の局面にはないことなどを踏まえ、予定どおり緩和を進めることとしました。

つきましては、引き続き、各施設においては、利用定員緩和に向けた受入体制等を整備いただくとともに、道立学校及び各市町村教育委員会あて別添のとおり通知していますので、学校や団体からの照会に適切に御対応いただきますようお願いいたします。

記

1 利用定員の緩和

令和2年(2020年)8月21日以降の利用から、宿泊利用の定員を「50人以下」から「おおむね100人以下」とします。

2 その他

今後、利用定員の見直しや利用団体への依頼事項等の変更を行う場合は、改めて通知します。

生涯学習課社会教育施設係
担当：本田
電話：011-204-5743